憲法に関する主な論点(論点表)

第四章 国会

主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等論点		A 明文改憲が必要		B 明文改憲までは必要ない が、立法措置(立法による補 充)が必要		
	4 1 条	4 1 条 国会の地位・立法権		・法案を提出できる者を国会議員に限定すべき。		・議員立法の賛成者数の要件を緩和すべき。	C 1 法案の提出を国会議員に限定する必要はない。 C 2 議員立法について、各会派の機関決定を発議の必要条件としないこととすべき。	
			二院制の是非	・一院制	 を採用すべき。		・二院制を維持すべき。	
1	42条 48条 54条 59条 61条 67条	一院	両院の役割分担等	・両院の性格の違いを憲法上明らかにすべき。例えば、 衆議院の再議決要件の緩和。 予算に係る歳入法案は、予算と一体として衆議院の優越を 認める。 会計検査院の国会(参議院?) への附置。		B 1 両院の審議のあり方に係る役割分担を定める立法措置を講ずるべき。 B 2 両院協議会のあり方の改善のための立法措置を講ずるべき。	・運用の改善を図るべき。 衆議院は予算審査、参議院 は決算審査を中心にするな どして審査を行うべき。	
	43条 44条 47条	院制等	を憲法 A 2 選 外の要 べき。 A 3 参 制、推		、口比例に基づく平等原則 に具体的に明記すべき。 登制度について、人口以 素を憲法上明確に認める 議院について、地域代表 議院について、地域代表 議制、職能代表制の導入 数改選の廃止を検討すべ			
2	5 2条 5 3条	議事手続等	通年国会の採用	・採用すべき(立法期とすべき)。		・現行憲法の枠内における立法措 置。(会期不継続の原則の廃止 など)	・現行制度を維持し、運用の改善を図るべき。	
	5 5条		資格争訟・議事 手続・議院の自 律権	・56条1項について、議事の定足数の規定は削除し、議決のみの定足数とすべき。				
	6 2条	続等	議院の国政調査 権	・議院の国政調査権は議員の権能 とすべき。 ・国務大臣の国会への出席義務を 緩和すべき。		・少数会派による国政調査権の発 動を可能にし、行政監視機能を 充実すべき。		
	6 3条		閣僚の議院出席 の権利と義務				C 1 国務大臣の出席義務の緩和は問題である。 C 2 運用の改善を図るべき。	
		政党			民主主義において政党の 役割に鑑み、政党を憲法 付けて政治活動の自由と 律について定めるべき。	・政党法等の法律に委ねるべき。	・明記する必要はない。	
	上記以夕	トの ∌	条文に係る論点					
	条文条文の内容				主な論点			
	4 9条 ≀ 5 1条	議員の特権 (歳費・不逮捕特権・免責特権)			歳費の減額等の在り方等			
	6 4条	6 4 条 弾劾裁判所			弾劾裁判所や訴追委員会の在り方等			